

〇みえ安心おもてなし施設認証制度(飲食業事業者版)に関する よくある質問 (制度編)

R5.3.13更新

質問番号	分類	質問	回答	備考
1	対象	どのような業種を対象とするのか？	飲食業の営業許可を取得している店舗を対象とします。ただし、宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等のその場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない事業者は対象外です。なお、宿泊施設の宿泊客以外の一般の方も利用できる飲食提供スペース等については対象になります。	第2条
2	対象	なぜ飲食店だけが対象なのか？	飲食の場では、マスクを外す機会が多くなり、飛沫等による感染リスクが他と比べると比較的高いと考えられているため、飲食店等を対象としました。 ※別途観光事業者版もあります。	第2条
3	対象	なぜデリバリー専門の飲食店、キッチンカーは対象外なのか？	デリバリー専門の飲食店やキッチンカーは、基本的にその場で飲食スペースを提供していないため対象外としています。	第2条
4	対象	飲食店・喫茶店としての許可はあるが、飲食できる場所は建物内に椅子が3つくらいと外にベンチがあるくらいしかない。飲食店の許可はあるが、申請できるのか？	本認証制度の対象となるのは、飲食業に属する事業者(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する許可を受けた者)となっております(※)ので、当該許可がある場合、申請は可能です。 ※暴力団員関係者、テイクアウトやデリバリーのみを行う飲食店は除きます。	第2条
5	対象	食品営業自動車の営業許可を受けている。移動自動車により移動先屋外で飲食提供をする場合、本制度の対象となるのか？	基準に基づく感染症対策を安定的・継続的に実施していただくことも企図し、同一の場所で飲食することを主たる目的とした設備を有する店舗を制度の対象としています。このため、テイクアウトのみのキッチンカー等、テーブル・椅子などのその場で飲食を提供するための設備を有しない飲食業は制度の対象にはなりません。	第2条
6	対象	飲食スペースが屋外にも屋内にもある場合は、屋外スペースについても、認証を受けるには、同じ基準を満たす必要があるのか？	屋外スペースについても基本的に同じ基準を満たす必要があります。ただし、換気に関する基準は適用されません。	第2条
7	対象	複数の店舗を経営しているが、申請の単位は店舗ごとか？	店舗ごとに申請をお願いします。	第2条
8	対象	フードコートに入っている場合はどのように申請すればよいか？	フードコートの管理者が、全店舗分まとめて申請を行っていただくか店舗毎に申請を行って下さい。この場合、客席、換気など共通項目については、フードコートの管理者への確認内容となり、支払い時の項目、従業員の感染症予防などの項目は、各店舗ごとでの確認内容となります。	第2条
9	申請書	新規申請はいつまで受付しているのか？	新型コロナウイルス感染症は、R5.5.8に5類感染症へ変更される予定であり、5類感染症となった場合、都道府県が実施する第三者認証制度もR5.5.7をもって廃止される予定です。 これに伴い、みえ安心おもてなし施設認証制度についても、R5.5.7をもって終了する方向で準備を進めています。このため、R5.3.13より、認証取得のための新規申請の受付を停止しています。 なお、R5.3.13以降に到着した申請書類については、みえ安心おもてなし施設認証制度事務局よりご返送させていただきますので、ご了承ください。	第4条
10	現地確認	現地確認はどのように行うのか？	申請に基づき、委託業者が事前に電話等でアポイントを取ったうえで訪問します。	第5条
11	現地確認	現地確認にかかる時間は？	店舗の大きさなどにもよりますが、1店舗当たり1時間程度の見込みです。	第5条
12	現地確認	いきなり現地確認に来られる場合があるのか？	申請に基づく現地確認の場合はアポイントを取ったうえで行いますが、利用者からの情報提供があった場合等の現地確認についてはアポなしで伺う場合があります。	第5条、第9条

質問番号	分類	質問	回答	備考
13	認証までの期間	申請から認証までにどのくらいの時間がかかるのか？	申請書をご提出いただく時期などによっても異なりますが、2～4週間程度お時間をいただいております。	第5条
14	認証マーク	認証マークは2枚以上もらえるのか？	認証マークは原則1枚しか交付されません。しかし、店舗出入口が2か所ある場合などは、現地確認の際に申し出ていただき、確認を受け、交付を受けることができます。また、フードコート管理者からの申請が認証された場合は、フードコートに入っている店舗数分認証マークが交付されます。	第6条
15	有効期間	認証の有効期間は？	令和5年3月31日までとじていましてしたが、R5.4.1以降も認証制度を継続するため、R5.5.7まで延長しています。なお、新型コロナウイルス感染症は、R5.5.8に5類感染症へ変更される予定であり、5類感染症となった場合、都道府県が実施する第三者認証制度もR5.5.7をもって廃止される予定です。このため、みえ安心おもてなし施設認証制度についても、R5.5.7をもって終了する方向で準備を進めていることから、延長後の有効期間はR5.5.7までとしています。ただし、有効期間中であっても、認証基準を満たしていないことが確認された場合など、認証の効力が一時停止されたり、認証が取消しされる場合があります。	第7条
16	変更の報告	認証を受けた後に感染症対策に変更が生じた場合、どうすればよいのか？	事務局へご連絡下さい。(事務局:059-253-0108又は059-224-2282)	第8条
17	変更の報告	認証時にビュッフェを行っていなかった施設が、ビュッフェを開始したい場合、どのような手続きが必要か？	変更の報告を提出して頂くこととなります。申請書を郵送いただくか、電子メールに添付して提出してください。なお、新たにビュッフェを開始する場合、認証基準に基づく現地確認が必要であるため、報告書の提出を受けてから、現地確認のためのアポイントを取らせていただきます。	第8条
18	認証の効力の一時停止	認証後に認証の要件を満たさなくなった場合どうなるのか？	認証の要件を満たさなくなったことが確認された場合、認証の効力が一時停止される場合がございます。	第12条
19	認証効力の回復	認証の効力が一時停止した場合、その後は認証を受けることができないのか？	認証の効力が一時停止された場合でも、認証の要件を満たさなくなった状況が改善されたことが確認されたときは、認証の効力が回復し、認証マークの利用等を再開することができます。	第13条
20	認証の取消し	認証が取消しされる場合はあるのか？	認証の要件を満たさなくなったことが確認され、改善の要請を受けたにもかかわらず状況が改善されない場合は認証取消となる場合がございます。	第14条
21	休業要請	認証を受けた後、休業要請が出された場合、認証の効力はどうなるのか？	知事の判断で認証の効力を一時停止する場合があります。一時停止する場合、HP上などでお知らせします。	第15条
22	認証されなかった飲食店への対応	認証されなかった飲食店等には、どう対応するのか？	申請に基づいて現地確認を行いますが、確認の結果、必要な項目で基準を満たしていないことが明らかとなった場合には、認証を行うことができません。その場合には、認証できなかった基準項目を事業者側と共有し、改善に向けた対応を行っていただいたうえで、再度現地確認を行い、認証へとつなげていくこととなります。その過程で、県からは必要な助言を行うこととなります。	
23	他の制度との関係	これまでの感染防止チェックシートや業種や施設の種別に応じた感染防止対策(ガイドライン)との違いは？	当制度ができる以前は、業界団体が作成したガイドラインや県の作成した感染防止チェックシートをもとに、各施設でセルフチェックをいただいております。本制度では、県が各飲食店の現場確認を行い、認証を行います。確認する項目はこれまでよりも増えますが、各業界が作成した内容をベースにより対策を具体的にしています。	

質問番号	分類	質問	回答	備考
24	他の制度との関係	認証を取得するメリットは？	認証店については、専用のHPに店舗名や感染症対策の取組みを掲載し、安心できるお店であることを「みえる化」しています。また、制度の普及・利用促進に向けたPRを実施しています。	
25	履行確認	現在実施されている履行確認とは何か？ 何のために実施しているのか？	認証制度の信頼性を確保し、安心して認証店を利用できる環境を整備するため、全ての認証店における認証基準の履行状況を確認させていただくものです。認証基準のうち、主要4項目（①座席間隔の確保、②手指消毒の徹底、③食事中以外のマスク着用（※R5.3.12まで）、④換気の徹底）を中心に、その他の項目を確認させていただきますので、ご協力をお願いいたします。確認が完了した店舗には、認証ステッカーに履行確認実施済の目印となるシールを貼らせていただきます。なお、新型コロナウイルス感染症は、R5.5.8に5類感染症へ変更される予定であり、5類感染症となった場合、都道府県が実施する第三者認証制度もR5.5.7をもって廃止される予定です。これに伴い、みえ安心おもてなし施設認証制度についても、R5.5.7をもって終了する方向で準備を進めています。このため、R5.3.13より、履行確認のための現地確認を停止していますので、基本的には、R5.3.13以降、現地確認を行うことはありません。	
26	履行確認	履行確認は抜き打ちで実施するとあるが、予め日程調整することはできないか？	基本的には事前の告知なく営業時間中（一部、開店準備時間等も含む）に訪問させていただきます。なお、店舗の営業状態や営業時間によっては、ご対応いただける時間帯を確認するため、事前のご連絡を差し上げる場合がございます。	
27	履行確認	履行確認で要改善となった場合どうなるのか？	履行確認にて要改善となった場合、直ちに認証取消となるわけではありませんが、速やかに、当該項目についての改善をお願いします。また、後日、改善項目について再調査に伺う場合がございます。なお、改善いただけない場合、認証取消となる場合がございますので、予めご承知おきください。	
28	履行確認	履行確認後に渡されたシールや啓発ツールはどうすれば良いか？ 啓発ツールをもっともらうことはできないか？	履行確認の結果問題なしの場合、履行確認が完了していることを示すシールをお渡しさせていただいています。履行確認終了時、調査員から渡される案内に沿って、認証ステッカーへ貼り付けてご利用ください。啓発ツールについては、店舗内に掲示する等、店舗の営業スタイルに合わせてご利用ください。なお、啓発ツールについては、当制度ホームページの「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）について」の「3. 認証の基準」にもデータを掲載しておりますので、ご自由にダウンロードしてご利用ください。	
29	その他	認証を受けた後に、業界のガイドラインが変更された場合はどうなるのか？	ガイドラインの変更があった場合等、必要に応じて県の認証基準の見直しを行います。既に認証を受けた施設も見直した認証基準に対応いただくこととなります。なお、県の認証基準が変更になった場合は、県のHPなどに掲載を行うとともに、各事業者に連絡させていただく予定です。	
30	その他	認証制度はいつまで続くのか？	新型コロナウイルス感染症は、R5.5.8に5類感染症へ変更される予定であり、5類感染症となった場合、都道府県が実施する第三者認証制度もR5.5.7をもって廃止される予定です。このため、みえ安心おもてなし施設認証制度についても、R5.5.7をもって終了する方向で準備を進めています。但し、現状では、R5.5.8に5類感染症へ変更されることが確定していないため、最終的な制度の終了等については、改めてホームページ等でお知らせさせていただく予定です。なお、認証制度については、コロナ対策における国の基本的対処方針により、全国の都道府県において実施することとされており、三重県においても安心して飲食店を利用できる環境を整備するために必要な制度として実施していますので、引き続き、感染防止対策にご協力をお願いいたします。	

質問番号	分類	質問	回答	備考
31	その他	何故飲食店ばかり厳しい感染防止対策が求められるのか？ また、現在の感染状況から、現行の認証基準は厳しすぎるのではないかと？	<p>コロナ対策における国の基本的対処方針において、飲食の場では、マスクを外す機会が多くなり、飛沫等による感染リスクが高いと考えられているため、飲食店のみなさまにご協力をお願いしているところです。</p> <p>また、感染防止対策に積極的な店舗であるほど利用者の安心感に繋がり、ひいては店舗のPRにも資するものと認識しています。</p> <p>認証基準については、国の基準やガイドライン等に基づき感染防止対策に必要な項目を設定していますので、ご理解をお願いします。</p> <p>なお、今後の感染状況や感染防止対策の動向により、ガイドライン等の改定が行われた場合、必要に応じて県の認証基準の見直しを行う場合がございます。</p>	
32	その他	R5.5.8以降の感染対策等はどうなるのか？	<p>現状では、R5.5.8に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されることに伴う飲食店での感染対策に関する国の方針が明確ではありません。今後の感染状況や国の最終判断、業界団体等の動きを見ながら検討を進める予定です。</p> <p>R5.5.8以降の感染対策等については、改めてお知らせさせていただくとともに、丁寧な周知に努めますのでよろしくお願いいたします。</p>	